

学校給食の異物混入に係る

12 月 15 日環境文教委員会以降の取組と今後の予定について

12 月 14 日発生いたしました給食の異物混入につきまして、給食停止後の再開に向けた取組と今後の予定につきましては、以下のとおりです。

1 再開に向けた取組

(1) チェック体制の強化

(ア) 給食センター場内の監視カメラの設置

異物混入の防止方策として作業工程の確認ができるよう、下処理から調理終了までの作業場所に給食再開までに設置完了いたします。

(イ) 作業指導員を 2 名配置できるよう職員を増加し、人的な体制を強化いたします。

(ウ) マニュアルの全面改訂

従来から問題のない作業工程で給食を提供しておりましたが、保健所をはじめとする関係機関からいただいたご意見やご指導なども取り入れ、マニュアルの全面改訂に着手し、より万全な体制といたします。

なお、職員の調理作業の相互チェックや作業服の改善など、直ちにできることから取組を開始いたします。

(2) 職場のコミュニケーションの徹底

(ア) 職員研修の実施

危機管理、安全衛生をはじめコミュニケーション能力等の向上に向けて計画的な職員研修を実施いたします。

(イ) よりよい職場環境の充実

日々行っている朝礼や作業会議はもとより、管理職との面談など一層風通しのよい職場環境の充実に努めます。

(3) 施設環境の整備

(ア) 場内の床の全面改修

衛生管理を徹底するため、施設の中で最優先課題である作業現場（下処理室と調理室）の床について、12 月 17 日から工事を開始しており、給食再開

までに改修工事を完了いたします。

(1) 施設の総点検に着手

床以外の施設についても、施設機能維持のため、専門的な見地から総点検し、すみやかに改修に着手いたします。

2 3学期からの給食再開の周知について

本日 22 日、保護者に、上記「1 再開に向けた取組」とともに、次の事項を記載した文書にてお知らせいたします。

(1) 1 月 12 日（火）からの再開を予定しています。

(2) 1 月 7 日（木）始業日に再度お知らせいたします。

3 信頼回復に向けた当面の取組

12 月 25 日（金）午後 3 時から給食センター運営協議会の開催

1 月 5 日（火）臨時教育委員会の開催

1 月 6 日（水）調理員の衛生管理研修の実施（県保健体育課指導）

1 月 7 日（木）3 学期の給食再開に対する保護者への通知

1 月 12 日（火）給食再開予定

1 月 15 日号 広報紙で今回の報告と再開に向けた取組等について掲載

4 学校との連携

今回の件によりまして、児童生徒の給食への不安を招かないよう、学校現場と十分に連携し、スクールカウンセラーの配置など必要な対応を行います。